

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和 6 年12月12日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和6年12月12日（木曜日）

午前9時57分開議

午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第16号 工事請負契約の締結について

議案第17号 工事請負契約の変更について

議案第34号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

報告第1号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 営農継続に向けた取組みについて

② 高病原性鳥インフルエンザへの対応について

③ 親元就農の要因に係る分析結果について

④ 津波到達時間の調査結果について

⑤ くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の策定について

⑥ 「熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画」の策定について

出席委員（8人）

委員長 吉田孝平

副委員長 前田敬介

委員 前川 收

委員 岩中伸司

委員 増永慎一郎

委員 緒方勇二

委員 亀田英雄

委員 斎藤陽子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千田真寿

政策審議監 磯谷重和

食のみやこ推進局長 辻井翔太

生産経営局長 徳永浩美

農村振興局長 永田 稔

森林局長 中尾倫仁

水産局長 渡辺裕倫

農林水産政策課長 藤由誠

団体支援課長 岩野洋士

政策調整監 杉谷将洋

流通アグリビジネス課長 林田慎一

農業技術課長 上村法光

農産園芸課長 山本剛士

畜産課長 安武秀貴

担い手支援課長 紙屋勝良

農村計画課長 野入正憲

農地整備課長 宮川和幸

むらづくり課長 大森直樹

技術管理課長 岩田長起

森林整備課長 宮脇 慈

林業振興課長 野間 圭

森林保全課長 大和一浩

水産振興課長 那須博史

漁港漁場整備課長 谷水秀行

農業研究センター所長 中島 豪

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦

政務調査課課長補佐 川中誠一

午前9時57分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、前回の委員会以降に組織改編に伴う人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は課長以上をお願いいたしますので、審議員ほかの人事異動については、お手元にお配りしております説明資料中の幹部組織名簿において紹介に代えたいと思います。

それでは、辻井食のみやこ推進局長から順にお願いします。

（辻井食のみやこ推進局長、杉谷政策調整監～紙屋担い手支援課長の順に自己紹介）

○吉田孝平委員長 それでは、付託議案等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に御発言いただきますようお願いいたします。

執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、千田農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いします。

千田農林水産部長。

○千田農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

まず、高病原性鳥インフルエンザの国内発生に伴う対応についてです。

10月17日に、今シーズン全国初となる高病原性鳥インフルエンザが北海道にて発生し、九州では、11月20日に鹿児島県出水市で、12月3日には宮崎県川南町でも確認されました。

本県では、速やかに県内192か所の農場に

異常がないことを確認するとともに、11月21日には家畜伝染病予防法に基づく消毒命令を発出し、各農場で消毒を徹底していただいています。

引き続き、関係機関一丸となって、防疫措置に万全を期してまいります。

次に、食のみやこ熊本県の創造の推進についてです。

10月の組織改編により、農林水産部と商工労働部の共管となる食のみやこ推進局が設置されました。

また、食のみやこ熊本県の要となる担い手の確保、育成に向けた取組を強化するため、農地・担い手支援課を改組し、担い手支援課が新設されるとともに、農業振興と企業進出の両立を重点的に推進するため、農村計画課に農地農振室が新設されました。

今定例会に提案されていますくまもと新時代共創基本方針に基づき、本県の豊かな食文化を生かした県産農林畜水産物の魅力発信や食の高付加価値化をはじめとする稼げる農林畜水産業の実現など、食のみやこ熊本県の創造に向け、取り組んでまいります。

最後に、半導体関連産業の集積地域における営農継続に向けた取組についてです。

菊池地域における半導体関連産業集積の加速化に伴う農地の減少により、代替農地の確保や畜産農家における資源循環型の畜産経営の維持が喫緊の課題となっています。

代替農地の確保については、農地のマッチングや簡易な基盤整備により、現時点で約4.8ヘクタールの代替農地が確保できる見込みです。

基盤整備については、整備手法等の課題を整理するとともに、農家や地権者の意向を酌み取りながら、市町村と連携してさらなる検討を進めてまいります。

また、畜産経営の継続については、同地域の畜産農家を対象に、家畜排せつ物の処理の実態や将来の展望など、必要な調査に着手し

ております。

この結果を踏まえ、資源循環型の畜産経営を継続するための全体構想を策定することとしており、この構想実現に必要な国の支援が令和8年度予算の概算要求に盛り込まれるよう、計画的に取組を進めてまいります。

引き続き、農家のニーズにしっかりと寄り添い、関係市町と連携を図りながら、営農継続に向けた支援に取り組んでまいります。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、補正予算関係としまして、先ほど説明いたしました食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンの策定に要する経費や畜産の営農継続に向けた取組に要する経費のほか、台風第10号等による災害復旧費等を計上しております。これに県人事委員会勧告に基づく給与改定による職員給与費等の追加提案分を加え、総額25億3,000万円余の増額補正を提案しております。補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて786億円余となります。

次に、条例等関係として、工事請負契約の締結について提案しており、また、報告事項として、専決処分1件を報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要になります。

加えて、その他報告事項として、6件報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の資料、委員会説明資料の予算関係及び条例等関係の4ページをお願いいたします。

こちらが令和6年度11月補正予算の総括表

となります。

表の左から3列目の11月補正額、(B)の一番下を御覧ください。

一番下の合計欄のとおり、冒頭提案分が21億3,800万円余となっております。

表の右側が追号分というふうになります。

こちらは、職員給与等の改定分の補正ということで、(C)のところ、これの一番下になりますが、3億9,400万円余となっております。合計25億3,200万円余の増額補正となっております。

補正後の総額につきましては、表の一番右下の欄にございます特別会計分も足しまして、786億2,000万円余となっております。

この補正額自体につきましては、その年度に発生しました災害の程度に応じて多寡がございます。今回は、額としましては、台風10号への対応に必要な額を中心に計上しております。

次に、各課共通の点につきまして御説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

このページから50ページまでは、各課における追号分になりますが、職員給与等改定に係る増額補正となっております。

これは、今年10月の人事委員会勧告を踏まえました給与改定に伴う全庁共通の事柄となっております。県内の民間給与水準との格差を踏まえまして、職員の給与、それから期末・勤勉手当等の額を引き上げるものでございまして、その増額分を、この表でいきますと(C)の欄に記載をしております。

各課の職員給与分の補正につきましても、同様の内容でございますので、それぞれの課からの説明は省略させていただきます。

次に、51ページをお願いいたします。

こちらが令和6年度の繰越明許費の一覧となっております。

一番右の欄に記載しております関係各課におきまして、本年度の事業進捗状況を踏まえ

て算出した額を設定額としております。

今回の設定をお願いする額は、真ん中の欄になりますが、(B)の合計欄のとおり、252億1,800万円余となっております。

この補正額の金額は、その右隣にございますが、農林水産部全体で328億7,500万円余となっております。

この額に関しましては、豪雨災害、それからコロナの対応が生じました令和2年度の11月議会で612億お願いしたということがございますが、これからは順次減少傾向にございます。

この後、各課から主なものについて御説明を申し上げます。

農林水産政策課は以上になります。

○杉谷政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

説明資料5ページをお願いいたします。

説明欄の2段目、「食のみやこ熊本県」創造推進事業は、食のみやこ熊本県として目指すビジョンの策定や、その策定に伴う有識者会議などに要する経費でございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

6ページをお願いします。

2段目の農業気象対策事業費の説明欄、阿蘇火山活動常農対策降灰分析調査業務は、阿蘇山等の噴火による降灰に対し、業務委託により、県下28地点の降灰量や理化学性を定期的に調査するものです。降灰があった際の農作物等への被害の裏づけとして必要な調査になります。

年度初めからの調査が必要でありまして、一般競争入札や契約事務に時間を要することから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

農業技術課からは以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、強い農業づくり交付金等国庫返納金は、本交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

8ページをお願いいたします。

2段目の説明欄1、畜産営農継続検討事業につきましては、半導体関連企業等の進出により、菊池地域では自給飼料の生産や堆肥等を還元していた飼料畑が減少しています。

このため、地域の畜産経営の実態及び将来の営農意向の調査結果を基に、畜産農家の営農継続に向けた構想を策定するために要する経費でございます。

2、家畜排せつ物管理方法等実態調査事業につきましては、5年に一度、全国的な調査でございまして、国から委託を受けて行う家畜排せつ物の管理状況等の調査に要する経費でございます。

最下段の説明欄、畜産関係事業国庫返納金につきましては、畜産クラスター事業で取得した財産について、事業を実施した取組主体の廃業による処分等に伴う国庫支出金返納金でございます。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

説明欄1、死亡牛BSE検査関係業務につきましては、BSEが疑われる死亡牛のBSE検査を行うための補助業務でございます。

2、野生いのしし検査捕獲業務につきましては、豚熱等の発生を受け、野生イノシシのサーベイランス検査を行うための捕獲等の業務で、いずれも4月から業務委託が必要であることから、債務負担行為を設定するもので

ございます。

畜産課は以上でございます。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

10ページをお願いいたします。

上から2段目、国庫支出金返納金の説明欄1の震災復旧緊急対策経営体育成事業国庫返納金は、熊本地震で被災した助成対象者が、また、2の強い農業・担い手づくり総合支援交付金国庫返納金は、令和2年7月豪雨災害で被災した助成対象者が、それぞれ事業で実施、取得した財産の処分等に伴う県補助及び国庫支出金の返納でございます。

担い手支援課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

11ページをお願いします。

2段目の土地改良事業等指導監督費については、土地改良区体制強化事業として、土地改良区の適正な会計処理に係る指導を実施しており、円滑な複式簿記への移行と運用、定着を図る上で増額をお願いするものです。

農村計画課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

12ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、土地改良事業国庫支出金等返納金につきましては、土地改良事業の事業費確定に伴う国庫支出金返納金です。

4段目の農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の追加については、熊本市の第一海路口地区の排水機場の整備に当たり、電気機器の電圧降下対策のための追加工事が必要になったため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

5段目の同じく農業生産基盤整備事業費の

債務負担行為の変更については、説明欄1の熊本市、宇土市の第二宇土八水地区における堰の改修及び13ページ上段の説明欄2の八代市の津口・芝口1期地区における排水機場等の整備に当たり、堰本体工事の入札不調に伴い、ゲート工事の工期延伸等が必要になったこと及び排水機場工事の施工ヤードの関係から、建築工事で予定していた基礎ぐいを下部工事に追加する必要があるため、債務負担行為の変更をお願いするものです。

13ページ、3段目、農地防災事業費の債務負担行為の追加については、熊本市の上杉地区の排水機場の整備に当たり、有効利用する既設給水槽について、追加の補修工事が必要になり、工期延伸が必要となるため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

5段目の団体営農地等災害復旧費については、災害により被災した農地や農業用施設の復旧のため、増額をお願いするものです。

14ページ、2段目の農業関係施設現年発生災害復旧費の説明欄、現年直轄災害復旧事業負担金については、6月の大雨で被災した国営八代平野地区不知火干拓水路の災害復旧に係る本年度の県負担に要する経費です。

農地整備課は以上です。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

15ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、中山間直接支払事業国庫返納金については、中山間地域等直接支払交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

4段目の国庫支出金返納金の説明欄、多面的機能支払事業国庫返納金については、多面的機能支払交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

むらづくり課は以上でございます。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

す。

16ページをお願いします。

2段目の債務負担行為の追加につきまして、説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注します公共工事の積算指標とするため、建設資材単価の調査を行うものです。

本業務に4月から取りかかるため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を追加したいというものでございます。

技術管理課は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

17ページをお願いします。

2段目の現年林道災害復旧費は、本年度発生した林道災害の復旧を行う市町村に対する助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

18ページをお願いいたします。

2段目の治山事業費は、債務負担行為の追加をお願いしております。

説明欄1の治山事業(ゼロ国債)は、工事の早期発注に向けた対策として、令和7年度の工事と測量設計について前倒しして計画をしております。

2の山地災害危険地区等調査業務は、住民の早期避難を促すための危険箇所調査について、梅雨前の早期に終える必要があることから債務負担をお願いするものです。

3段目の緊急治山事業は、梅雨災のほか、台風10号と9月22日の降雨による山地災害箇所を国庫補助を活用して復旧する経費です。

最下段の単県治山事業(県営事業)は、台風10号災害のうち、国庫補助の対象とならない山地災害箇所を復旧する経費です。

19ページをお願いいたします。

2段目の現年治山災害復旧費は、台風10号により被災した治山施設の復旧に要する経費です。

森林保全課は以上でございます。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

20ページをお願いいたします。

水産振興課からは、今回2件の債務負担行為の追加をお願いしております。

上から2段目、浅海増養殖振興事業費の説明欄、生食用カキ検査業務につきましては、試験養殖を行っておりますクマモト・オイスターが食品衛生法で定められた衛生基準を満たしているかについて、出荷期間中に定期的に検査を行うもので、年度当初から検査を実施するため、年度内に契約を行う必要があり、債務負担行為の追加をお願いするものです。

下から2段目、水産研究センター費の説明欄、水産研究センター施設整備事業につきましては、水産研究センターの照明設備をLEDに改修するもので、試験研究のスケジュールの都合上、9月までに改修を完成させる必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

水産振興課からは以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

21ページをお願いいたします。

今回3件の債務負担行為の追加を行うものでございます。

2段目の説明欄、水産環境整備事業につきましては、熊本有明地区において、干潟漁場の環境改善のために覆砂工事を予定してございます。

4段目の漁港関係港整備事業費の説明欄、水産物供給基盤機能保全事業につきましては、玉名市管理の新川漁港ほか4漁港におい

て、物揚げ場の補修や泊地しゅんせつなどの工事を予定してございます。

最下段の水産生産基盤整備事業費の説明欄、水産生産基盤整備事業は、熊本市管理の天明漁港の泊地しゅんせつの工事を予定しています。

これらの事業は、工事施工のノリ養殖への影響を避けるため、8月末までの施工完了に向け、年度初めからの工事に着手できるよう、ゼロ国債を設定するものでございます。

22ページ、1段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費の説明欄、海域漂流・海岸漂着物地域対策事業は、台風や大雨により海域に流入する流木等の回収処分等に要する経費でございます。

台風や大雨などの影響により、漁業活動に支障となる流木等の海域漂流物が当初の想定量より増加したため、増額補正をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

53ページをお願いします。

議案第16号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第10号工事他合併です。

工事内容は、除塵機設備製作据付工、工事場所は、宇土市馬之瀬町地内です。工期は、契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで、契約金額は、5億1,370万円です。契約の相手方は、開成工業株式会社、契約方法は、一般競争入札です。

55ページをお願いします。

議案第17号、工事請負契約の変更についてです。

令和元年着手、大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約のうち、工期について、契約締結の日の翌日から令和7年

11月28日までを、契約締結の日の翌日から令和9年1月29日までに、契約金額について、107億5,521万3,497円を120億9,984万8,567円に変更するものです。

事業の概要については、56ページに記載しています。

工事内容は、ダムの本体工事です。

請負契約の変更理由について、3番に記載しておりますが、まず、契約金額の変更については、池敷きブランケット材に使用を予定していた現地発生材が要求性能を満足しなかったことから、不足する盛土材の購入が必要になったことなどによるものです。

次に、工期の変更については、池敷き基盤面に開口亀裂が発生し、その調査、観察等に期間を要したこと、また、試験湛水の実施に際し、取水と並行して実施することや池敷き亀裂における漏水状況の観察が必要になったことによるものです。

農地整備課は以上です。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

57ページをお願いいたします。

専決処分の報告となります。

職員による交通事故の和解、それから賠償額の決定について御報告させていただきます。

58ページにより説明をさせていただきます。

まず、1番目の事故の概要につきましてですけれども、令和6年7月30日に菊陽町で発生しました交通事故に伴うものでございます。

事故の当事者は、林業研究・研修センターの研究主任で、相手方は、法人の車両となっております。

一番下の6番、事故の状況を御覧ください。

公務出張中に職員が運転する公用車が駐車

場を出ようとしてバックをしたときに、後方に駐車をしていた相手方車両の前方に衝突したというものになっております。

4番の過失割合のとおり、県の損害賠償責任が100%でございまして、5番目の損害額、それから損害賠償額のとおり、相手方の損害額全額を賠償するというものになっておりまして、11月8日に示談が成立しております。

交通事故に関しましては、折に触れまして、この意識づけを徹底しているところでございますが、これからもさらに注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

農林水産政策課は以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 まず、5ページの食のみやこ推進局付の農政企画推進費の中の515万2,000円、「食のみやこ熊本県」創造推進事業のビジョン策定に要する経費ということですが、基本的にどういうビジョンをおつくりいただけるかも含めて、これから議論があるんだろうと思いますが、我々、私たち熊本県は、これまでも、やっぱりこの食のみやこ、農業と食を絡めながら、どうやって付加価値をつけて売り出すかという政策は、当然これまでもやってきている。これは、熊本だけじゃなくて、どの県だって多分やってきているんだろうと思います。

今回、このビジョン策定に向けた熊本の特徴というんですかね、熊本としてやりたいことの何か今の段階でおっしゃられるもの、ビ

ジョンをつくる上においては、どういうビジョンをつくりたいという思いがなければ、白紙のままでビジョンができるはずはないと思いますので、その思いの部分について少しお話を聞かせていただきたいと思います。と思ってます。

もちろん、熊本産品が、どんどん外の地域やいろんなところで高い評価を得ながら販売されることはとてもいいことだと思っておりますが、少なくとも私の個人的感覚でいけば、やっぱり農業者であったり、特用林産物を作る人であったり、それから漁業者であったり、1次産品を作る人たちが、非常にやっぱり経営が厳しいという実態は、この食のみやこ熊本県の中で、一緒に表裏一体で解決していかなければいけない課題だろうと思っております。

なぜ1次産業が厳しいかというのは、もう御承知のとおりであって、定価を決められない産品が1次産業であります。つまり、市場原理で決まってしまうので、生産原価が反映されてないという今の現状、これは、新年度、新たな農業・農村基本法に代わる新しい法律をつくろうという機運も国のほうではございますから、それにもしっかり反映してもらいたいというふうに思いますけれども、今のところ、法律その他で、そういったいわゆる製造、生産原価が反映されていない単価を変えていく方法というのは、そう簡単ではありません。

方法があるとすれば、やっぱり加工ですよ。一旦その人たちが、加工、手を加えると、手を加えた商品は全部定価で売れます。いわゆる市場に乗らないで定価で売ることができる。

つまり、六次産業化という言葉も、これまで何回も使われてきた話であります。私は、そこが非常に大きなポイントになるんだろうなと思ってまして、生産者が、自ら加工まで含めて、これは別に農業だけじゃなくて、林も——林は特用林産物を持っていますから、林もそれから漁業も合わせてであります

けれども、その一手間を入れることによって、生産原価を反映させた定価というものをつくることができ、それが市場でしっかり受け入れられていくということになれば、劇的に一次産業の皆さん方の収入が変わってくるだろうという期待をしておりますが、その点も踏まえたお考えをぜひ聞かせていただきたい。これが第1点であります。

次に、これは簡単な話です。9ページ、畜産課。

野生いのしし検査捕獲業務、650万円のこれは債務負担行為なんですかね、限度額と書いてありますから。

これは、捕獲するというのは、誰がどうやって捕獲するのか。なかなか我々はわなで捕まえるのも大変なのに、ちゃんと県が予算組んで捕獲するというのがちゃんとできるんだなと思って、その方法、中身について教えてください。

次に、15ページ、むらづくり課。

多面的機能支払事業国庫返納金が出てきておりますけれども、この多面的機能支払事業国庫返納金は、今公共事業に乗りにくいというんですかね、いろいろ農業や農村整備をしっかりやっていく上において、なかなか細かくて、それが事業に乗りにくいところがあるけれども、それが、多面的機能支払事業、こういう事業でしっかり使われて、非常に助かっているという事例をたくさん私は聞いておりますし、見てもおります。

残念ながら、国庫返納が生まれてしまったという要因について教えていただければと思います。

それから最後、大切畑ダム、55ページ、56ページ。

熊本地震から8年がたって、大切畑ダムがまだ機能復旧してないという前提で、これは急いでやっていただかなければいけないことでありますし、これまで皆さん方がしっかり御努力いただいたことも存じておりますが、

あまりにも予算増額が大きいということですね。

災害でありますから、なかなか事前の調査がきちっとできてなかったという部分、というか、それはやむを得なかったのかもしれませんが、やっぱり数次にわたり増額補正と数次にわたる工期延長ということについては、きちっと県民に向けて、特に受益者に向けて説明をしていかなければならないというふうに思ってます。

こうなった原因は分かっていますけれども、それがちゃんと設計当時から分からなかったということについての理由もきちっと述べていただかないと、設計当時は分かりませんでした、後で始めたらこうなりましたで、がんがんがんが増えていくということは、これは1回目じゃないですよ。もう数次にわたる——何回かもう数えてはいませんが、でも、数次にわたっているということは事実だと思いますので、その概要について教えてください。

以上です。

○辻井食のみやこ推進局長 御質問ありがとうございます。

食のみやこ推進ビジョンの検討内容について、現段階で簡単に御報告をさせていただきます。

まず、委員おっしゃっていただいたとおり、これまでも、農業ですとか、あと食、これにまた観光とかを絡めた取組、政策というのは、官民間問わず非常に多くの取組がございました。

代表的なもので申しますと、くまもとの赤ですとか、非常にヒットしたというところと幼稚な言い方なんですけれども、広く浸透したものも幾つかあるというふうに感じております。

また、一方で、こうした取組の振り返り、反省、それをまた生かした今後の検討という

のをしっかりやっていく節目なのかなというふうにも感じておりまして、まず、ビジョンの検討に当たっては、これをしっかりやっていきたいと思っています。

同時に、日本中、また世界中で、農と食に関する取組もこれまた進んでおります。

例えば、主語を熊本にしても、主語を大分にしても宮崎にしても通じるようなものというのは、なかなか飛び抜けないと申しますか、なかなかこの中では前に進んでいかないというふうに感じておりますので、何が熊本の強みであるか、どうやったら熊本がしっかりここで稼いでいけるかということも含めて考えていきたいと思っています。

また、ポイントといたしましては、知事もよく言っているところでございますが、加工、付加価値、高付加価値化、こういったところが我々も非常に重要というふうに考えております。

こういった加工、付加価値化、高付加価値化において、一体何が今熊本にとって課題なのか、また、これを売っていく方法ですね。

例えば、今物産展に県内まとめてみんな出たりですとか、トップセールスを行ったりですとか、大阪、東京、福岡といった首都圏でジャック事業というのやらせていただいてまして、そういった売り込みも首都圏でやっておりますが、こういったことをさらに強化していくのか。もしくは、例えば、ECとかEコマース、インターネットを通じた販売、これも、どんなプレーヤーがいるのか、こういったところが弱みなのか、こういった新しい手法も含め、熊本県産品をさらに売り込んでいく方法というのもしっかり考えていきたいと思っています。

今回、食のみやこ推進局は、農林水産部と商工労働部の共管局ということで、県政史上初めての共管局ということで新たに誕生いたしました。このコラボレーションをしっかり強く進めていきたいと思っていますので、

このビジョン検討に当たって、そういったことを具体的に、できるだけ具体的にアクションを変えていきたいと思っていますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

○安武畜産課長 野生いのしし検査捕獲業務につきましては、豚熱蔓延防止に向けた取組の一つといたしまして、野生イノシシのサーベイランス検査の強化を行っております。

その捕獲業務につきましては、猟友会に委託しておりまして、猟友会のほうで、わな等によって捕獲したイノシシの血液を、こちらのほう中央家畜保健衛生所にいただいて、それで検査を行っていくという流れになります。

以上です。

○大森むらづくり課長 御質問のありました多面的機能支払交付金の返還についてでございます。

多面的機能支払いにつきましては、地域の農業者、それから地域の方々が、農地、農業水路等の水利施設等を適切に保全管理、また、きめ細かく行っているところでございます。

その中で、一部活動を継続する中で農地転用などが起こっているような場合もございますので、その転用した面積に対して補助金を返還するものなどでございます。

以上でございます。

○宮川農地整備課長 大切畑ダムについてでございます。

大切畑ダムですけれども、令和元年12月14日から工事を着手しておりまして、当初63億2,500万円余の工事費でした。現在120億円まで膨らみ上がりまして、委員御指摘のとおり、4回今まで変更しております。倍近くの事業費になっているというのは事実でござい

ます。

現在、令和6年11月末現在で、工事進捗率としましては78.5%ということで、池敷きの掘削が全て82万立米完了しており、盛土ベースでは、全体の堤体43万立米のうち、35万立米を盛土済みということで、一定の事業推進はできていると感じるところです。

ただ、委員御指摘のとおり、これまで変更回数が多い、事業費が大きくなったという原因につきましては、災害事業ということで、通常、調査に4～5年かけて、計画も含めますと7～8年かかるところを3年程度で工事を着手したということ、また、池敷きの掘削に当たりまして、ボーリングは95か所、ボーリングをしておりますけれども、それ以外に、想定しなかったような転石、湧水など、やはり掘削しないと分からない状態ということがあったことから、今回変更をお願いしているところなんです。

今回の変更につきましても、実際掘削をしたところ、基盤面につきまして、圧力が開放されて、初めてそこに、もともとの亀裂が塞がっていた分が自然と開いて亀裂が出てきてしまったと。その亀裂に関しまして、漏水をしないかどうかという調査がかかるということで、非常に我々も初めての経験だったものですから、このような状態になったというのが事実でございます。

今後、令和8年の供用開始に向けまして、地元の方々に説明をしながら、水をしっかりと使えるような状態を、早く地元の方に水を使っていただくよう、我々も誠意を持って説明していきたいと思っております。

以上です。

○前川収委員 まず、食のみやこのほうなんですけれども、しっかりとしたビジョンをつくっていただきたいと思います。その際に、私たちは、県行政がそのままプレーヤーになるわけではないだろうと思います。問題

は、今いろいろやってらっしゃる皆さん方との連携も含めて、計画だけはつくったけれども、それは誰がやるのという世界にならないようにしていただきたい。

それは、今でもやってらっしゃる皆さん方、生産者、生産組織も含めて、それから加工のほうも含めて、やっぱりしっかり意見を聴いてビジョンにしていただかないと、すばらしいビジョンができましたけれども、誰もプレーヤーはいませんということにはならないように、計画段階から広範囲でいろんな意見を聴きながら、実現可能なビジョンというものにしていただけるようお願いをしたいというふうに思います。これはもう答弁結構です。

それから、畜産課のほうのイノシシは、大体何頭ぐらい捕ってらっしゃるんですか。1頭捕るのに幾ら経費かかるかが、ちょっとこの650万でどのくらいなのかというのを聞きたいんです。

○安武畜産課長 年間約250頭以上を予定しております。

○前川収委員 なるほど。はい、分かりました。

これは、もちろん捕った後に殺処分されるんだろうと思います。生血を抜いた上で、殺処分ということになるんだろうと思いますが、案外お金かければ捕れるんだなということ、この数字を見ながら感じたところでありますので、やっぱりイノシシ、今獣害駆除というのはみんな苦勞してますし、非常に大変であります。1頭当たり1万か2万というぐらいの話では、なかなか前に進まない。

昔、何年か前に、私は、直接農林水産大臣に、1頭5万円出してくださいというお願いを直接させていただいたこともあるんですけども、やっぱりその辺のところは、今その被害額は減ってきたとはいえ、おりで——お

りというのは、ワイヤーメッシュとか電柵で入らないようにはかなりしっかりやっていたいているけれども、外、どっちが外かどっちが中か私は分かりませんけれども、外はわんわんもうイノシシ増えてますよ、やっぱり。

そのことを考えれば、この捕獲というのは現実的にお金でできるなら、もっとお金も要るなということを感じた次第です。答弁は要りません。

それから、多面的機能については、これは補助の対象面積が減ったことによる返納が生まれたということですね。事業残ということじゃないですね。いただいた額が余らせたからということではないということ……（「そうでございます」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。ありがとうございます。

では、もうぜひこれは積極的に足りないぐらいに使ってもらえればと思いますし、以前の一つの経験では、なかなか多面で使うのもハードルが少し高いというお話もありました。今は何か自分たちで集落でやらなくたって、非常に難易度が高い事業であれば、事業者に委託してやることも認められているということですので、なるだけこの多面のほうを使っていただければと思います。

最後に、大切畑ダムは、この事業は災害復旧でやっているから、多分受益者負担はほとんどゼロだと思いますが、もしこれが一般農業土木の施設災害で、いわゆる受益者負担——農業土木の場合は、土地改良事業の場合は受益者負担が伴いますので、受益者負担のある事業だったらどうだったんだろうかなというのを、ずっとこの事業の増額増額、延長延長という報告を受けるたびに私は心配をしておりました。

もちろん、受益者負担がないからいいということではなくて、もちろん早くやらなきゃいけないことが、結果として早く発注してしまったがゆえに長くなっちゃったと。要する

に、事前の調査のほうにもうちょっと時間かけて発注したほうが、額ももうちょっと積み上げられたかもしれないし、結局、工事の時期もちゃんと分かったかもしれない。それは私分かりませんが、いずれにしても、非常にこれは大きなことだと思っておりますので、これ以上——ここで言ったら駄目かな、これ以上の増額とか、これ以上の延長がなるだけないように、そして、やっぱり受益地域の皆さん方には、しっかりと説明をしていただき、御理解をいただける努力をしてください。

なかなかないですよ。一般的に、この倍増ということはあまり聞いたことがありませんので、そこはしっかり問題意識を持っていただければと思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 すみません。5ページの食のみやこ創造推進事業に関連してですけど、実は、先般農業委員会の皆さん方と忘年会に参加しまして、そのときに、大いにこのことに期待される言葉をいただきました。

その中で、人材育成ですね。担い手の育成につながるんでしょうけれども、2030年で農家戸数が半減するというような驚愕の数字が発表されまして、皆さん随分心配をしておられます。

先ほど前川委員からもお話ありましたけれども、価格形成の話ですね。皆さん方どうなんですかって聞いたら、逆に生産原価ですよ、ね、圃場ごとの。これをしっかりとやらないと、消費者にとって、こんなに原価がかかって、こんなふうに私たちはその対価を支払って食物を頂いているんだということが広く伝わらないんですよ。

ですから、食のみやこ創造で、単に食料の供給県ではない、付加価値をつけるんだ、し

かし、それは、裏返せばしっかりと原価を示すこと。農業が一番いけないところは、生産原価がもうグレーだからですよ、多分価格形成の。

私たちは、新たに一手間を加えれば原価が分かりますけれど、仕入れ値から。家を作る場合でもそうですね。だけど、農業が農産物そのものがしっかりと価格を形成するといったときに、原価の部分が分からないので、やっぱり圃場ごとのコストって一体どれだけかかっているのというのがなかなか見えない。

だから、このビジョンの中で、策定の中でしっかりそれも示していただいた上で、県民に広く理解をいただく、あるいはバイヤーにしっかり理解をいただく、そういう道筋も示していただくようなビジョンであってほしいと思うんですが、その辺どうですか。

○杉谷政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

貴重な御意見ありがとうございます。

その辺も含めまして、今後、生産原価の把握というのは非常に大事な部分だというふうに認識しておりますので、そこら辺も踏まえて、ちょっとビジョンの中で検討してまいればというふうに考えております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 本当そうだと思います。後ほど親元就農の報告もあるんでしょうけれど、農業委員会の皆さんにすれば、みんな後継ぎがおったりして、地域のやり手の農家ですよ。そういう方は、原価を1筆地ごとにしっかりその辺持っているんだと思うんですね。しかし、それが広く、本当は農業ってこんなに大変なだけけど、こういうふうにあるがたい作物を作っていただいているということを広く県民に理解をいただく。おおよそ30%ぐらいの原価でできて、ああ、これぐらいできているんだろうぐらいの想像の中で

おるかも分かりませんが、これだけの手間暇かけて作っていただいているということを理解いただくためには、このビジョンでしっかりそういうこともお示しいただければなあというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。要望です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 部長の説明の中で、農業振興と企業進出の両立、これを重点的に推進していくということですが、これは後でまた説明があるんじゃないかなとは思いますが、特に私は厳しいなという、農業にとっては厳しい状況下、特にT SMCの進出の問題が絡んで多くあるなというふうな感じにいるんですが、そういうことの理解でいいですか。

○千田農林水産部長 申し上げました農業振興と企業振興の両立というお話は、今回の予算の中にも、畜産課のほうから、畜産農家の経営継続に向けた構想策定の予算を提案しておりますが、現状は、菊池地域を中心に、T SMCの進出以降、半導体企業の進出が加速化しているものですから、どうしても今農地が減少しております。その影響をもって、畜産農家を中心に飼料作物の畑が減少してて、営農継続が厳しくなっている状況があります。一方で、私どもは、可能な限り農業に影響が出ないようにということで、企業が立地する際には、なるべく基盤整備が行われてない土地への誘導を図っております。

本会議でもやり取りさせていただきましたけれども、農村産業法という法律がございまして、その中に、そういった農村地域に工業、産業を誘導する制度がございまして、そういった仕組みがあります。それを有効に活用させて、可能な限り農業への影響を抑えつつ、企業進出も導入していこうと。そういう

意味で、農業と産業の企業進出の両立を図っていきたく、そういう取組を行っているところなんです。

○岩中伸司委員 おっしゃられた内容は、要するに農業というのは、例えば飼料を作っていられしところの問題が今集中してあるんですけれども、そのほかの農業生産物のところは、今おっしゃった説明いただいたとおり、そこを避けて進出企業の場合は準備を進めていくという理解を、熊本の場合はしっかり今進めているということで、理解でいいですね。

○千田農林水産部長　今一番影響を受けているのは、私ども、やっぱり畜産農家だと思います。飼料作物の畑が減少しているのがやはり一番大きいかなと。ただ、ほかにも露地野菜の作物とかの畑で影響を受けている分もございます。

対応として、今当面やっていますのは、農地のマッチングをしております。菊池地域中心に遊休農地を調査いたしまして、それ以外のほう、阿蘇地域や玉名、山鹿方面まで広げて調査いたしましたが、2,000筆ほどは遊休農地ございました。

ただ、問題は、まとまってなくて他地域に小規模な農地が分散して存在しているというところが、なかなかマッチングで情報提供しても成立しないというところがちょっと課題ではございます。

一方で、代替農地を求めるニーズというのは、やはり結構ございまして、その対応のためには、一部基盤整備も行って対応しているところです。それに足りないニーズもつかんでおりますので、そこをどうするかは今まさに検討を行っているところです。

果たして基盤整備を行いますと、当然農家の負担もあつたりしますものですから、そこを払ってまで使っていただけるようなことが

あるのかどうか含めて、今踏み込んだ検討を行っているところです。

可能な限り農家の皆さんに悪い影響が出ないように取組を今やっいてこうということで、今回の畜産農家、畜産の経営継続のための構想も、その一環として提案させていただいているところです。

○岩中伸司委員　ありがとうございました。

農家のそのものが、やっぱり今減少しているという、こういう現状があるので、しっかりそこを支えてもらうように頑張ってほしいと思います。よろしくお願いします。

○吉田孝平委員長　ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○吉田孝平委員長 それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第16号、第17号及び第34号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第1号外3件は、原案のとおり
可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○吉田孝平委員長　それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっておりま

す。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

報告資料①の営農継続に向けた取組について御報告いたします。

これまで、農林水産部では、ニーズ調査や、国に対し緊急要望を実施してまいりました。また、早期対応に向けて、県としても、農地確保や畜産農家の営農継続に係る取組を実施しております。

私のほうから、資料左側、Ⅰの農地確保対策について御報告いたします。

単県代替農地緊急基盤整備事業により、林地化した農地の整備などを実施しております。

また、農地のマッチングについても、菊池地域及びその周辺6市町村へエリアを拡大し、農地の調査を実施しています。結果、現時点で約4.8ヘクタールの代替農地を確保の見込みです。

今後、基盤整備の必要性につきましては、整備の中で見込まれる林地開発等の課題を整理するとともに、現在、市町村が策定されている地域計画など、将来の営農計画の状況や農家の意向を丁寧に酌み取りながら、関係市町と連携し、慎重に進めてまいります。

農地のマッチング支援につきましては、市町村広報誌への掲載など、引き続き利活用促進を図ってまいります。

農村計画課は以上です。

○安武畜産課長 右の欄Ⅱ、畜産農家の営農継続対策でございます。

現在の取組状況ですが、菊池地域は県内最大の酪農畜産地帯であり、トウモロコシ等の自給飼料を生産する農地に堆肥等を還元する

循環型畜産が進められている中、半導体関連企業の進出によりまして農地が減少しております。このことにより、営農継続への影響が懸念されるようになりました。

このため、地域全体の今後の将来像を見据えた構想策定が不可欠となっていることから、管内の酪農家等を対象とした実態、意向調査に基づく全体構想策定に係る予算案を今回上程させていただいたところでございます。

今後の方向性としてしましては、まず、関係市町、団体と連携し、畜産農家の飼料生産や家畜排せつ物処理の実態及び将来意向調査を取りまとめた上で、それを踏まえた全体構想を策定することとしております。

また、引き続き既存事業を活用して、耕畜連携の推進や堆肥舎、浄化処理施設等の整備に向けた支援を行ってまいります。

報告は以上でございます。

○安武畜産課長 報告資料の②番、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

めくっていただきまして、今年度、国内における野鳥、これは左の欄、家禽につきましては、右の欄に鳥インフルエンザの発生状況を記載しております。

赤の下線部分が、九州内での発生を示しております。

令和6年12月10日時点で、野鳥14道県64事例、家禽では11道県13事例の発生となっており、右下の欄のように、全国各地で発生が見られている状況でございます。

これは、大流行いたしました一昨年、令和4年度に匹敵する発生状況となっております。

めくっていただきまして、左の欄、平時における対応については、3項目め、養鶏場への立入検査や衛生管理指導、4項目めのモニタリング検査、6項目めの各種防疫研修及び

演習等を行っております。

右の欄、今シーズンの発生を受けての対応等についてでございます。

今シーズン初発となる10月17日、北海道での発生を受け、防疫態勢レベル1の体制を取り、緊急防疫対策会議を開催しました。

会議では、関係機関と情報を共有するとともに、全農場に対し注意喚起を行い、健康状態を確認しております。

2、11月18日、天草市で確認された死亡野鳥への対応につきましては、半径3キロ圏内の1農場に対し、健康状態を確認するとともに、発生地点の消毒を行いました。

3、11月20日、九州で初発となる鹿児島県での発生を受け、防疫態勢レベルを2に引き上げ、農林水産部長を議長とする対策会議を開催しました。

会議では、本県関係部局との協力体制を確立するとともに、養鶏場に対する情報提供、注意喚起を行いました。また、全農場健康状態の確認を行ったところでございます。

さらに、翌11月21日に知事による消毒命令を告示しました。令和6年11月24日から令和6年12月31日までを命令期間とし、全農場に消石灰1万袋を配付し、併せて知事による注意喚起の通知を行いました。

めくっていただきまして、3ページは、知事による消毒命令の内容になります。

具体的には、写真のように、農場入口や鶏舎周辺に石灰散布等を各農場で行い、ウイルス侵入防止に努めることとしております。

最後のページは、参考までに県内の養鶏場の各地域ごとの内訳を記載しております。

報告は以上でございます。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

その他報告③の親元就農の要因に係る分析結果について御報告いたします。

資料を開いていただきまして、1ページを

お願いいたします。

今回の調査を行った背景といたしまして、農業の担い手の減少傾向が続いている中でございますが、木村知事が就任時に、担い手の確保が最重要だと、親元就農の重要性にも非常に注目しているんだというような意向を示されました。それに伴いまして、親元就農者が残っている要因を把握するために実施したものでございます。

調査の方法といたしましては、主に青年農業者、4Hクラブへのアンケート、それと後継者のいる経営体への聞き取り調査を実施したところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。

調査結果①としまして、1つ目は、継げる農業は稼げる農業であると改めて確認ができました。後継者が残る農業は、所得が多いほど高い傾向が出ており、子供世代が親の経営がよいと感じることが親元就農促進の大きな要因となっております。

3ページをお願いいたします。

結果の2つ目は、農業が好きな子供が親元就農をしている傾向がありました。

親元就農者が農業を選んだ理由、職業として選んだ理由として、農業が好きだと回答した者が約5割いたということでございます。幼少期の経験等も踏まえまして、農業好きを広げ、職業につなげる重要性が見えてまいりました。

4ページをお願いいたします。

次の結果といたしましては、同年代の仲間や頼れる先輩方の存在というのが、親元就農の背中を押したというような結果が出ているところでございます。

次のページ、結果の4番目でございます。

これは、親元就農後の定着において何を学んでいたほうがいいのか尋ねたものでございますが、年齢を重ねると、徐々にいわゆる技術面から経営面への学びのニーズが変化をして

いくということが分かりました。

6ページをお願いいたします。

結果の5番目といたしまして、補助制度等について伺った意見を整理しております。

特に、機械や設備類への導入、補修への支援が多く聞かれたところでございます。

親元就農への支援として、新規就農者向けの就農準備資金や経営開始資金等、国の給付金事業については、制度への賛否両方の意見があったほか、現行の制度で、現場間とのずれから、運用上の課題を指摘される意見もいただいたところでございます。

また、経営の継承については、親子ともに気軽に相談できる機関へのニーズが意見として見られました。一部、支援制度への理解が浸透してないことなどによる意見もありまして、制度周知の重要性も改めて浮き彫りになったところでございます。

7ページをお願いいたします。

今後の施策の方向性としましては、これらの調査結果や各方面からの意見等を踏まえまして、国への提案や次年度以降の政策立案に生かしていきたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

報告資料④津波到達時間の調査につきまして、その結果がまとまりましたので、御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。

本調査の目的は、津波が到達する時間を調査、公表することで、住民の避難対策の参考として活用していただくものです。

対象とする地震は、県内の津波の被害が大きいとされる地震、雲仙断層群で2ケース、布田川・日奈久断層帯で1ケース、南海トラフ地震で3ケース、計6つのケースについて調査を行っております。

2ページ、調査地点については、右側に記載している県内の代表地点として65か所、各市町で最低1か所を設定しています。

また、この後の説明で使用します用語の定義を左下の図を用いて御説明します。

①の基準潮位は、シミュレーションを行う際の初期水位で、朔望平均満潮位を使用しております。

次に、津波の高さを表すものが、②の津波波高でございます。

これは、海岸線から海側に30メートル離れた地点での基準潮位からの津波の高さで、気象庁が発表する津波の高さと同じものであります。

③の津波水位が、先ほどの①基準潮位と②津波波高を足したものでございます。

あわせて、左下の図では、堤防が沈下している様子も記載しております。

これまでの被害想定では、より安全側での想定とするため、地震とともに堤防が損壊または沈下し、浸水が開始するという厳しい条件を前提にしており、今回も同様の条件で試算したものであります。

3ページを御覧ください。

調査結果の概要を説明します。

津波の到達時間について、2つの結果を算出しています。

1つ目が、影響開始時間で、津波波高が20センチを超えたときの時間のことです。

2つ目が、最大津波到達時間です。これは、最も高い津波波高が到達する時間です。

主な結果としまして、上の段、影響開始時間では、(3)の布田川・日奈久断層帯で、上天草市に最も早く9分後に影響が現れます。また、下の段の最大津波到達時間では、(5)の南海トラフの巨大地震で、天草市に、340分後に、1.64メートルの最も高い津波波高が到達します。その際の最大津波水位が3.2メートルとなります。

今回の調査結果につきましては、県のホー

ムページに公開しており、住民の避難対策の検討に活用していただきたいと考えております。

最後に、4ページ、今回の調査結果の留意点を御説明します。

1つ目は、今回の結果はシミュレーションであり、実際に起こる津波の高さや時間は異なる可能性があること、2つ目は、代表地点で算出したものであることから、今回の結果より早く到達したり、より高い津波の地点があること、3つ目が、沿岸部で地震直後から浸水が始まるケースも想定されること、4つ目が、影響開始を20センチとしています、それよりも低い浸水は、その前に開始する可能性があることです。

県民の皆様には、今回の調査結果を踏まえ、津波への備えの再確認をお願いするとともに、地震や津波が発生した際には、これまで同様、一刻も早く避難していただくよう、影響開始時間は避難までの猶予時間ではないという点と併せまして、改めて周知していきたいと思います。

県としましては、今回の結果を沿岸重要市町と共有し、今後の避難対策の充実につなげていきたいと考えております。

農地整備課は以上です。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告資料の⑤をお願いいたします。

こちらの新たな県政運営の方針としまして、今議会に提案しておりますくまもと新時代共創基本方針と、これに基づくくまもと新時代共創総合戦略についての御報告となります。

基本方針につきましては、総務常任委員会での付託審議となっておりますけれども、県政全般に関係するということで、本委員会にも御報告をさせていただくものでございます。

まず、表面1ページのくまもと新時代共創基本方針につきましては、これは、県政における最上位の計画としまして、右上のほうにございますが、期間で令和6年度から令和9年度までの4年間の計画というふうになっております。

この方針の策定に当たりましては、左側の2番、「取り巻く環境の変化」とございますが、こちらの人口の減少、それから2番目の半導体関連産業のさらなる集積、こういった海外からいらっしゃる方々との(3)海外との交流の加速化、こういった環境の変化、それに、下のほうに第2期まち・ひと・しごととございますが、こういった以前の計画の成果と課題、これを踏まえまして策定したのが、右側の3番目の基本理念という形になっております。

基本理念は、赤字で書いておりますが、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」というふうにされております。

サブタイトルとしましては、人や物、こういったビジネスの国際的な交流、これも念頭に置きまして、「世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本」といった副題をつけているところでございます。

農林畜水産部門に関しましては、ポツの2つ目、上から2つ目になりますが、熊本県の強みとしまして、農林畜水産業をいうのが、こちらに入っております。こちらをさらにステップアップさせていくということになります。

その際に、左側のオレンジで丸しておりますが、「世界に広がる(国際)」、それから「人を育てる(人材)」「共に創る(共創)」と、こういったキーワードを使いながら実施しているということになっております。

その実施に当たりまして、4番目、「取り組みの基本的方向性」ということで、4つ柱を立てております。

この4つの柱が、裏面になりますが、これが総合戦略の柱ということになっております。

これは、表面の基本方針に基づく施策の具体化を図るための計画というものになります。

こちら農林畜水産業の関係するところを申し上げますと、2つ目の世界に開かれた活力あふれる熊本の施策の3、食のみやこ熊本県の創造をいうところがございます。

それから、4番目の県民の命、健康、安全・安心を守るの施策の1、緑の流域治水、それから施策の2、災害に強い県土づくり、ここが当部の関係するところということになっております。

この下のほうには、主な重要業績評価指標、K P Iの一覧がございますが、こういった進捗管理もしっかりとやりながら対応を進めていくということを考えております。

なお、資料にはございませんけれども、現在、農林畜水産関係の3つの県の基本計画、こちらの改定作業も進めております。

今御報告させていただきました県全体の基本方針、これも踏まえまして、さらには食のみやこ、ここの推進も取り入れた形で整理中でございます。こちらにつきましては、次の2月の委員会をめぐりに案を御報告させていただきまして、その後、パブコメの手続きも経て完成をしていきたいと思っております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

報告資料⑥の熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画の策定について御説明させていただきます。

1ページをお願いします。

1、各計画と推進体制を御覧ください。

ここにありますように、当課には、農業での環境負荷低減に関する計画としまして、熊

本県みどりの食料システム基本計画、地下水と土を育む農業の推進に関する計画、熊本県有機農業推進計画の3つがございます。そのうち2つは、今回、次期計画を策定する時期というふうになってございます。

2の各計画の推進方策は、これらの計画の取組内容を記載したのですが、御覧のとおり、重複する内容が多いため、次期の策定を機に、地下水と土を育む農業の推進に関する計画に熊本県みどりの食料システム基本計画と熊本県有機農業推進計画を統合させ、1つの計画として、環境負荷低減の取組を総合的に推進することを検討しているところでございます。

2ページを御覧ください。

これが次期計画の案でございます。概要です。

5年間の計画としておりまして、環境負荷を低減しながら、地下水と土が良好な状態を維持しつつ、稼げる農林水産業が実現するということを目指す姿としております。

K P Iにつきましては、国のみどりの食料システム戦略に掲げてございます化学肥料や農薬の削減率、それから有機農業面積の数値に合わせまして、令和11年度時点に相当する数値にしております。

推進体制は、より踏み込んだ議論と機動的な対応ができる体制で取り組む必要が生じてきておりますので、これまでの各計画に基づく構成団体を統合した上で、農林水産部長を本部長とした実務レベルの構成とし、地下水保全に係る実践団体の代表や有識者の方々ににつきましては、本県の独自性と現状を鑑みて、顧問として御助言いただくという体制を取りたいと考えております。

推進方策ですが、地下水と土を育む農業推進条例に基づきますくまもとグリーン農業の推進、地下水を育む農業の推進、消費者の理解醸成、これにみどりの食料システム法に基づきますC O₂ゼロエミッション化の推進を

加えました4つの柱で進める内容としてございます。

策定に当たっては、現在、各推進体制で参画いただいております構成団体、それから市町村への意見照会を行いますとともに、パブリックコメントも実施しながら、年度末には公表できるよう進めていく予定としております。

農業技術課からは以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○緒方勇二委員 親元就農の要因に係る分析結果について、本当にありがたい分析をしていただいたなと思うんですけど、1つ気がかりなのが、継げる経営が稼げる経営だというふうに掲げてあります。まさにそのとおりだというふうに思いますが、1つちょっと深掘りしていただきたいなと思うのが、継げる経営、稼げる経営を实践されて、親元に帰ってきて就農されている方は、早期に早く結婚するんですよね。この調査もぜひやってほしいんですね。これは、こどもまんなか政策の大きな柱だと思いますよ。

それから、稼げる農業を实践されている方の子供の多子世帯ですね、まず。それから、子供をどの学校に行かせますかと言ったら、まずこうおっしゃいますね。農業高校に長男は行かせます、次男坊は工業高校に行かせますと言いますね。何科ですかて聞けば、電気か、もしくは機械ですね。2人で土地利用型農業でもいろんなことを、修繕でも機械のことでもそうですね。

国のほうの議論では、親元就農で機械の更新とか施設の更新とか今度やるとかいうような話まで聞こえてきますけれど、そういう稼げる農業、継げる経営を实践されている人たちは、ビジョンをしっかりと持ちますよね、将来の。だから、子供に対する期待も大きい

けれど、子供をどういう方向に行かせて、いずれ規模拡大して集積をして、現にたくさん集積されてますね。そういうことがかいま見えるんだろうと思いますけれど、もうちょっとこの辺を深掘りしていただければ、地域に大切な担い手の見本として、しっかり地元に着定していただくんだろうと思いますから、その辺のことも、ぜひとも、次期分析とかが追加であるのであれば、その辺も調査いただきたいなと思います。これは要望です。

それから、すみません、津波の到達時間のことを聞いていいですか。

これは、最悪のケースで堤防が沈下することともいうふうな説明でしたけれども、潮位で津波の水位ということで、俗に言う、河川で言う浸水想定区域の表とかは出ないんですかね、図面とか。

それから、河川が狭窄部に従って波が高くなっていきますよね。それが例えば堰を越えるものなのか。それから、排水機場にどういった影響があるのかとか、この辺なんかは農林水産部的には示していただければ助かるなと思うんですが、その辺のことは何かあるんですかね。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

緒方委員のほうから、親元就農の調査について、もう少し深掘りをしたらというアドバイスをいただきありがとうございます。

実は、親世代、子世代それぞれ伺ったんですけども、さすがに結婚の時期まではちょっと聞けずに、ただ、親世代のほうにお話を聞いた際、頑張って地域でやっぱり担い手を配置されている方々のところは、お子様が多かったイメージはございます。やはり委員がおっしゃられたとおり、地元を軸足を持って活動されている方々のところには、それだけの活気があるのかなというのを実感したところでございます。

引き続き、長男、次男の話もございますけれども、しっかりとその中から継いでいただく方を導き出して、親元に帰ってきていただくというような流れをつくれるように施策を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○宮川農地整備課長 御質問にありました浸水想定区域につきましては、平成25年の津波到達時間を公表した際に、ある程度の浸水想定区域を出しております。

ただ、今回のシミュレーションにつきましては、目的にも書いてありますとおり、あくまでも地震や津波に備えて、地元の住民の方々の津波に対するきっかけづくりということで考えておまして、今回示している津波の高さなども、堤防から海側に30メートル離れた地点での高さをあくまでもシミュレーションしたものでございます。

そこから先、河川のように上っていくとか、そういったシミュレーションについては、今回行っておりません。非常に予算と時間がかかるということで、全国的にも、あくまでも、この30メートル地点での高さがどういうふうになるかというのだけをやっているところでございます。

ですから、今後、その排水機場への影響とか、そういったものの細かいものをやるべきかどうか、そういった議論も国とやりながら考えていきたいと思います。

○緒方勇二委員 分かりました。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。
なければ、以上で質疑を終了します。

ここで私のほうから1つ御提案がございします。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会

終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○前川収委員 その他のその他ですけれども、前回の委員会のときをお願いしたことでありますが、あか牛の肉質ランクについて、ぜひ、このあか牛を、恐らく今の時流で言えば、相当あか牛の需要は増えていくと思っております。これは、熊本の特性を生かした物すごく強い強みになるというふうに思いますが、生産が多くなればなるほど、いわゆる肉質がどうなのかというのは、みんな頑張ってはもらっているけれども、玉石混交になってしまっていて悪い部分が出てしまうと、全体評判が落ちてしまうということもあるので、黒毛和種のようにA5から始まる肉質のランクづけを、あか牛でもぜひやっていただきたいというお願いをさせていただきました。

御答弁では、たしか検討するみたいな話でしたが、その後の報道によると、来年度、新年度にはというお話であります。どういう状況になってますか。教えてください。

○安武畜産課長 あか牛のブランド化といいますか、その取組につきましては、まず、生産振興対策ですね。今足りないというところがございしますので、繁殖雌牛を何とか増やし

ていって、それで生産を拡大するという取組が1つ。それと併せて販売対策ですね。生産対策と販売対策の両輪でやっているところでございます。

販売対策につきましては、G I が平成30年取れておりますので、そのG I の強みを生かしたブランド化を進めております。

前回の委員会のときに、前川委員から御指摘いただきましたあか牛の独自の基準というのを、それにつきましては、内々では関係団体と今話を進めております。

まず、今年度中に国が新たな酪肉方針というのを出します。それを受けて、県が熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画と家畜改良増殖目標というのを新たに策定いたします。その中に、今回のあか牛の新たな特徴を打ち出した目標というのを、非常にこれはじっくりと、やっぱり団体とか流通業者と一緒にって検討していくことになりますので、もうしばらくお待ちいただけないでしょうか。

今、団体とは内々に検討はしておりますので、来年度中には、何かの基準、委員がおっしゃいました黒毛和種のようなAの5から、その格付はそれをベースに新たな何らかのあか牛の目標を打ち立ててまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 いろんな関係団体と協議いただくのは当然のことだと思いますし、生産者の話も当然聞いてもらいたいと思いますけれども、生産量が増えていくという、今おっしゃったとおり、子牛の生産もしましょうということで、増えれば増えるだけ、いわゆる肉質の問題が必ず私は出てくるというふうに思います。

それは、後手に回ってしまうと後で取り返しがつかなくなってしまう。いわゆる今はヘルシーなあか牛の人気の高くても、ちょっと違うような感じ、G I が取れてても、生産方

法だけではなくて、どういう肉質を我々は目指して一緒につくっていくのか、牛を育てていくのか、その目標をやっぱりちゃんと示すということが私が言いたいところでありまして、生産の方法は、目標に向かっていくんだろうけれども、いろいろありますけれども、やっぱり最終的には科学的な肉質をしっかり明記して、そこを目指すという形にしないと、肉質もばらついてしまって、結果としては、熊本のあか牛の評判が落ちてしまうということにならないように、しっかり——来年度中と今おっしゃいました。そこにこだわるつもりはありませんが、いずれにしても、生産が増えていくという流れは間違いないんでしょう。増えれば増えるだけそういう問題は必ず出ますから、先手先手でやってください。

以上です。

○吉田孝平委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 森林局にお尋ねいたしますけれども、建築基準法の木造の4号特例が来年度から改正されます。木材産業への影響をどのようにお考えなのか。

この特例が改正されるのは、木造の2階建て以上、それから平家建てで200平米以上は構造計算が要るようになったんですね。ということは、資力があって、営業力があって、そういうところが強みを増すんだろーと思えますけれども、地場工務店とか大工さんたちがやっているところが非常に難しくなるんだろーというふうに思うんですけれども、その辺の影響をどうお考えなのか。

それは、何でそういう言い方をするのかといいまして、土木部の住宅局で伝統建築の簡便化をする指針を出されて、伝統工法で家造りされてますね。これは、この改正に伴って省エネ住宅になるんですけれど、これから除

外されるらしいんですね。その辺のこの影響は、森林局で木産業に対する影響はどのようにお考えなのかが1点と、今既に家造りで木材提供事業をされてますよね。これがスタートした時点での県産木材への利用促進のための提供事業でスタートをしたんだと思います。今建築資材がこれほど上がって、提供事業の金額もそうですけども、有利性がそれだけあるのかなというふうに思います。

林産物、あるいはイグサであるとか樹木も、今提供事業の中に入ってますね。イグサは入ってないのかな。だから、県産木材だけに限らずに、もうちょっと県産品のほうに考え方をシフトしたほうがいいのではないかなというふうに思うんですけども、再考するなです。

伝統建築で家造りをされているところを現場見学に行きましたら、県森連がすばらしくいい床材を、根太レスの材料提供してましたよ。私が家を造ったときには、まだ県森連はそんなものを造れませんでした。しかし、このたび見に行ってみたら、根太レスの木材をきちんと無節で、まあすばらしいものを造った。

ところが、建主、施工者いわく、提供事業で頂くんですけど、全部の床材には足りないんですよというお話までいただいたんですけど、ちょっとその辺の提供事業、それから改正に伴う木産業への影響、この辺何か情報をお持ちで、あるいは考え方を今後どうしていかなければならないかなというふうにお考えがあるのであれば、教えていただきたい。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、1つ目の法の改正に伴ってということでございますけれども、こちらは、委員おっしゃるとおり、今まで簡易で審査が通って

いたものが審査をしないといけないというふうになっております。

これにつきましては、県といたしましては、JAS材、これを、小さな工務店か製材所さんも一緒になって、それがJAS材でいくと簡易な構造の計算ができますので、方向としては、そういう方向で皆さんをまとめていきたいなというふうには考えております。

本県の中には、例えば集成材とかいう工場とかがもうありませんので、県としましては、JAS材の認証を受ける工場、製材所、それを使っただけの工務店、プレカットのところに皆さんいろいろお話をして理解をいただいて、JAS材活用というところに向かっていきたいというふうに考えているところです。

2つ目ですが、県産材供給事業ということですが、これは伝統工芸ですね。

これも、一般の住宅と併せて、今までも枠をつくっておりました。それにつきましては、一般住宅よりも木材を多く使うということで、若干なんですけれども、この対象の金額が多いということで設定しております。

今委員おっしゃられました簡便に審査できる構造計算、それで、今度簡便にできた部分に対しても、伝統工芸建築でなくても、木材を多く使っているということが確認できれば、そちらの枠の中で対応できるのではないかなというふうにも考えているところです。

林業振興課は以上です。

○緒方勇二委員 答弁ありがとうございます。

JAS材を利用すれば、簡易な計算でいけるというふうな方向で、プレカットを推進していくというような答弁でしたけれど、伝統建築工法をやられている人は、ほぼほぼ手刻みですよ。

技能者の育成の視点からしたら、木材提供事業のもともとの本旨は、県産木材の利用と

技能者育成だと思うんですよ。ですから、手刻みの家で、この市井の中であって、大工さんたちがやっぱりそういうことをやっていくということは非常に大切で、機械化は機械化で大切なんですけど、手刻みで何事も始末ができる技能者を育成するという主眼も忘れずに育成していかなければならないと思うんですね。

それだけのアドバンテージがもともとスタート時点はあったけれども、建築士で、もう4,000万、5,000万の住宅になって、木材費の占める割合も少なくなって、その中のごくごく一部になって、今後どういった高付加価値をつけた、例えば、林業試験場と工業試験場がコラボした商品開発が出てくるとか、木材由来のお酒とか日本酒が出来上がるとか、それから遮熱材が出来上がるとか、ナノファイバーの世界でどんどん広がるとか、いろんなものを広げ、育んでいただきたいんですよ。

そういうことで考えますと、この辺提供事業は、もうちょっと広く門戸を広げていただくような考え方に立っていただければと思いますので、そこのところは要望させていただきます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会